

平成 26 年 3 月 27 日
総務省 九州管区行政評価局

権利行使を目的とした戸籍謄本の第三者請求に当たって、本来は提出する必要のない委任状を求めている市町村は、その運用を改めてほしい。

－ 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん －

総務省九州管区行政評価局（局長 杉山茂）は、下記の行政相談について、民間の有識者を構成員とする行政苦情救済推進会議（座長 石森久広 西南学院大学大学院法務研究科教授）に諮りました。

その検討結果を踏まえ、本日、福岡法務局に対し、下記のとおりあっせんを行いました。

【行政相談の要旨】

子供のいない申出人が、死亡した配偶者の遺産の相続手続に必要なため、同じく法定相続人となった配偶者の兄弟姉妹の戸籍謄本の交付をある市町村役場で請求したところ、委任状がないとして断られた。しかし、後日、法定相続人が遺産相続のために交付請求をする場合、委任状は必要ないと聞いた。本来は提出する必要のない委任状を求めている市町村に対し、その運用を改めるよう指導してほしい。

【制度概要】

- 1 第三者であっても、自己が法定相続人となる遺産相続など権利行使を目的として戸籍の記載事項を確認する場合には、請求理由等を確認できれば、戸籍謄本（戸籍記載事項証明書等を含む。以下同じ。）の交付を請求でき、委任状は必要ない。
- 2 戸籍事務は市町村長が管掌。ただし、法務局長及び地方法務局長は、必要があるときは市町村長に対して助言できる。

【当局の調査結果】

- 1 本件は匿名希望の申出であるため窓口対応に係る事実関係の確認は困難。このため、市町村での戸籍事務の運用状況を客観的に確認できるホームページ（以下「HP」という。）における権利行使を目的とした第三者請求と委任状に関する記載について、九州各県の市のHPを確認。
- 2 その結果、①交付請求ができるのは戸籍に記載されている者等に限定されるという記載、②第三者請求の際に委任状の提出が必要とする記載（誤認されるおそれのある記載を含む。）が多数みられた。
- 3 行政相談委員からも、地元の市町村で同様の対応があるとする報告を受けた。

【行政苦情救済推進会議の主な意見】

- 1 第三者請求に当たって必要書類等を確認するHPに誤りがあるようでは困る。
- 2 窓口でも、対応が適切に行われていないのではないか。
- 3 法令で求められていない委任状の提出を求めることは不適切である。
- 4 一方、プライバシー保護の観点から請求理由等の確認や本人確認は的確に行う必要がある。

【あっせん内容】

- 1 福岡法務局は、市町村長に対し、権利行使等を目的とした第三者は、請求理由等が確認できれば、委任状がなくても戸籍謄本の交付を請求できることについて、HP上の記載を適切に行うよう助言すること。
- 2 窓口での説明についても留意するよう要請すること。
- 3 助言に際しては、プライバシー保護等への配慮についても併せて周知するよう要請すること。

担当：首席行政相談官 立花隆幸
電話：092-431-7081（代表）

(参考)

行政苦情救済推進会議

相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情救済活動を推進するために設置しているもので、大学教授、弁護士、マスコミ、経済団体関係者等の委員で構成されている。

(行政苦情救済推進会議構成員)

石森 久広	(西南学院大学大学院法務研究科教授 (座長))
久留 百合子	(消費生活アドバイザー)
辻井 治	(弁護士)
森本 廣	(九州経済調査協会理事長)
池内 比呂子	(社団法人福岡中小企業経営者協会副会長)
藤井 通彦	(西日本新聞社論説委員長)
廣渡 雪路	(福岡行政相談委員協議会会長)